

## 宮代町国民健康保険条例の一部を改正する条例の概要

### 【概要】

- 1 国民健康保険法等の一部を改正する法律が平成30年4月1日から施行され、市町村が行う国民健康保険の事務の名称変更及び第11条に規定された「市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会」と「宮代町国民健康保険運営協議会」との整合性を図るため、読み替え規定を追加するもの。(目次、第1、2条)
- 2 診療報酬の改正に伴う「歯科訪問診療料の取り扱い」における項注のズレの修正やその他文言修正を行う。(第5、10、11、12、13条、附則)

### 【改正内容】

(下線部分が改正部分)

改 正 案	現 行
目次	目次
第1章 <u>町が行う国民健康保険の事務</u> (第1条)	第1章 <u>この町が行う国民健康保険</u> (第1条)
第2章 <u>市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会</u> (第2条 —第3条)	第2章 <u>国民健康保険運営協議会</u> (第2条・第3条)
第3章～第7章 (略)	第3章～第7章 (略)
附則	附則
第1章 <u>町が行う国民健康保険の事務</u> ( <u>町が行う国民健康保険の事務</u> )	第1章 <u>この町が行う国民健康保険</u> ( <u>この町が行う国民健康保険</u> )
第1条 <u>町が行う国民健康保険の事務</u> については、法令に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。	第1条 <u>この町が行う国民健康保険</u> については、法令に定めであるもののほか、この条例の定めるところによる。
第2章 <u>市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会</u> ( <u>市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会の名称</u> )	第2章 <u>国民健康保険運営協議会</u>
第2条 <u>国民健康保険法</u> (昭和33年法律第192号。以下「法」という。)第11条第2項に規定する市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会の名称は、宮代町国民健康保険運営協議会 (以下	

「協議会」という。)とする。

(協議会 \_\_\_\_\_ の委員の定数)

第2条の2 協議会 \_\_\_\_\_ の委員

の定数は、次の各号に定めるところによる。

(1) ～ (3) (略)

(一部負担金)

第5条 保険医療機関又は保険薬局について療養の給付を受ける被保険者は、その給付を受ける際、次の各号の区分に従い、当該給付に要する費用の額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を、一部負担金として、当該保険医療機関又は保険薬局に支払わなければならない。

(1) ～ (3) (略)

(4) 法 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_ 第42条第1項第4号の規定が適用される者である場合

2 被保険者は往診又は歯科訪問診療の給付を受ける場合において、当該往診又は歯科訪問診療が「診療報酬の算定方法」(平成20年厚生労働省告示第59号)別表第1第2章第2部第1節の往診料の項注4又は別表第2第2章第2部の歯科訪問診療料の項注9の規定に該当するものであるときは、当該往診又は歯科訪問診療の給付に要する費用のうち当該往診又は歯科訪問診療がこれらの規定に該当しないものとして算定した額を超える部分については、第1項の規定にかかわらず、一部負担金を支払うことを要しない。

第10条 町 \_\_\_\_\_ は、世帯主に対して別に定めるところにより国民健康保険税を課する。

第11条 町 \_\_\_\_\_ は、世帯主が法第9条第1項若しくは第9項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を

(国民健康保険運営協議会の委員の定数)

第2条 国民健康保険運営協議会(以下「協議会」という。)の委員

の定数は、次の各号に定めるところによる。

(1) ～ (3) (略)

(一部負担金)

第5条 保険医療機関又は保険薬局について療養の給付を受ける被保険者は、その給付を受ける際、次の各号の区分に従い、当該給付に要する費用の額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を、一部負担金として、当該保険医療機関又は保険薬局に支払わなければならない。

(1) ～ (3) (略)

(4) 国民健康保険法(昭和33年法律第192号。以下「法」という。) \_\_\_\_\_ 第42条第1項第4号の規定が適用される者である場合

2 被保険者は往診又は歯科訪問診療の給付を受ける場合において、当該往診又は歯科訪問診療が「診療報酬の算定方法」(平成20年厚生労働省告示第59号)別表第一第2章第2部第1節の往診料の項注4又は別表第二第2章第2部の歯科訪問診療料の項注8の規定に該当するものであるときは、当該往診又は歯科訪問診療の給付に要する費用のうち当該往診又は歯科訪問診療がこれらの規定に該当しないものとして算定した額をこえる部分については、第1項の規定にかかわらず、一部負担金を支払うことを要しない。

第10条 この町は、世帯主に対して別に定めるところにより国民健康保険税を課する。

第11条 この町は、世帯主が法第9条第1項若しくは第9項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を

科する。

第12条 町\_\_\_\_は、世帯主又は世帯主であった者が正当な理由なしに法第113条の規定により文書その他の物件の提出若しくは掲示を命ぜられて、これに従わず、又は同条の規定による当該質問に対し答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、10万円以下の過料を科する。

第13条 町\_\_\_\_は、偽りその他の不正行為により、一部負担金及びこの条例に規定する徴収金の徴収を免かれた者に対しその徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料を科する。

附 則

(施行期日)

1 (略)

(被保険者資格の特例)

2 町\_\_\_\_が行う国民健康保険の被保険者の資格に関しては、昭和35年3月31日までの間は、国民健康保険法第5条及び第6条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

科する。

第12条 この町は、世帯主又は世帯主であった者が正当な理由なしに法第113条の規定により文書その他の物件の提出若しくは掲示を命ぜられて、これに従わず、又は同条の規定による当該質問に対し答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、10万円以下の過料を科する。

第13条 この町は、偽りその他の不正行為により、一部負担金及びこの条例に規定する徴収金の徴収を免かれた者に対しその徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料を科する。

附 則

(施行期日)

1 (略)

(被保険者資格の特例)

2 この町が行う国民健康保険の被保険者の資格に関しては、昭和35年3月31日までの間は、国民健康保険法第5条及び第6条の規定にかかわらず、なお従前の例による。